

武豊社協ヘルパーステーション(障害福祉)居宅介護等サービス 重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、当施設の概要や提供されるサービス内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

※ 本事業所では利用者に対して障害者総合支援法に基づく居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・移動支援・生活サポート(以下、「居宅介護等」という)を提供します。当サービスの利用は、原則として市町村より支給決定を受けた方が対象となります。

1. 事業者

名称	社会福祉法人 武豊町社会福祉協議会
所在地	愛知県知多郡武豊町字長尾山2番地
電話番号	0569-73-3104
代表者氏名	会長 中川美知夫
設立年月	昭和61年7月11日

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定障害福祉サービス事業所・平成18年10月1日 指定愛知県 2318400187 号
事業の目的	居宅においてその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、適正な居宅介護等を提供すること。
事業所の名称	武豊社協ヘルパーステーション
事業所の所在地	愛知県知多郡武豊町字長尾山2番地
事業所の運営方針について	個人個人の有する能力に応じ、自立した生活を営むことが出来るよう身体介護・生活援助、生活等に関する相談及び助言並びに外出時における移動の介助を行う。 また、関係市町村・保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供につとめる。
開設年月	平成15年4月1日
事業所が行なっている他の業務	指定訪問介護事業所・平成12年1月28日指定 愛知県2375700347号

3. 事業実施地域及び営業時間

通常の事業実施地域 **武豊町内全区域**

営業日	月曜日から金曜日 (祝日・12月29日から1月3日を除く)
受付時間	月曜日から金曜日 午前9時から午後5時
サービス提供時間	月曜日から金曜日 午前9時から午後5時 ただし、時間外もご相談に応じます

4. 従業者の体制

<配置状況>

管 理 者: 常勤1名

サービス提供責任者: 介護福祉士 2名以上(常勤換算)

訪 問 介 護 員: 2.5名以上(常勤換算)

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1)「居宅介護等計画」とサービス内容

当事業所では、下記のサービス内容から居宅介護等計画を定めて、サービスを提供します。居宅介護等計画は、市町村が決定した支給量(受給者証に記載してあります。)と利用者の意向や心身の状況を踏まえて、具体的なサービス内容や利用者に対するサービス実施日などを記載しています。居宅介護等計画は、利用者や家族に事前に説明し、同意を頂くとともに、利用者の申し出により、いつでも見直すことができます。

<サービス区分及びサービス内容>

・居宅介護

① 身体介護(ご家庭で、入浴や排泄、食事などの介助をします。)

※ 医療行為はいたしません。

② 家事援助(ご家庭で、洗濯、掃除などの生活の援助を行います。)

※ 預貯金の引き出しや預け入れは原則行いません。(預貯金通帳・カードはお預かりできません。)

※ 利用者以外の方の調理や洗濯、利用者以外の方の居室や庭等の敷地の掃除は行いません。

③ 通院等介助(ご自分一人で病院への通院が困難な方の介助をします。)

・重度訪問介護 (重度の常に介護を必要とする方に、ご家庭で入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。)

・行動援護 (ご自分で危険等を回避するなどの判断が難しい方の支援や外出支援を行います。)

- ・同行援護（視覚障害の方の移動の支援や、情報提供・代筆・代読等の視覚情報の提供を行います）
- ・移動支援（ご自分一人で外出が困難な方の介助をします。）
- ・生活サポート（生活の支援を行います。）
※生活サポートは、判定審査会の結果、非該当となった方へのサービスとなります。

(2)利用者負担額

指定障害福祉サービスを提供した場合の利用料の額は、告示の額とし、当該指定障害福祉サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割を事業者にお支払い頂きます。ただし、市町村が定める負担上限月額範囲となります。

○利用料金の1割が自己負担額となります

- ・平常の時間帯（午前8時～午後6時）は別紙1のとおりです。
- ・早朝・夜間（午前6時～午前8時・午後6時～午後10時）上記の25%割増加算
- ・深夜（午後10時～午前6時）上記金額の50%割増加算
- ・1人の訪問介護員による介護が困難な場合等で、ご利用者の同意のもと2人でサービスを提供した場合は、2倍の利用者負担額を頂きます。
- (例)・ご自分の体を支えることが出来ない重度の障害をもつ方
- ・暴力行為を行う恐れのある方

<利用者負担額の上限等について>

- ・介護給付費対象のサービス利用者負担額は、市町村が上限を定めています。
- ・利用者のご希望により当事業所を利用者負担の上限管理者に選任される場合は、サービス開始前に、その旨をお申し付けください。

<償還払い>

- ・介護給付額を事業者が代理受領(市町村から事業所への給付費の支給)を行わない場合は、市町村が定める介護給付費基準額の全額をお支払い頂きます。この場合「サービス提供証明書」を交付します。(サービス提供証明書と領収書を添えて市町村に申請すると介護給付費が支給されます。)

(3)サービス提供に要する自己負担額

下記の費用は介護給付費の対象ではありませんので実費等を頂きます。

- ① 通院介助等において訪問介護員の公共交通機関などの交通費、入場料、利用料その他サービス提供に必要な費用。
- ② 市町村が定めた支給量を超過して利用された場合は、超過利用されたサービスの金額が、全額自己負担となります。

(4)利用者負担額及び自己負担額のお支払い方法

前記(2)、及び(3)の②の料金・費用は、毎月末日までの分を翌月26日

(26日が金融機関休業日の場合は翌営業日)までに金融機関から引き落としの方法によりお支払いください。

(3)の①は、サービス利用時にその都度ご負担頂きます。

(5)利用の中止、変更、追加

- ① 利用予定日の前に、居宅介護等計画で定めたサービスの利用を中止又は変更することができます。この場合にはサービスの実施の前日までに事業者申し出てください。
- ② 利用予定の前日までに申し出がなく、当日中止の申し出をされた場合、取消料をお支払い頂きます。但し利用者の体調急変等のやむをえない場合はこの限りではありません。

【サービス計画時間】	1時間以内	1200 円/1回(税別)
	1時間半以内	1800 円/1回(税別)
	2時間以内	2400 円/1回(税別)
	以降30分ごとに	600 円/ずつ加算(税別)

- ③ 市町村が決定した支給量の限度内でサービスを追加することもできます。
- ④ サービス利用の変更・追加は、訪問介護員の稼働状況により希望する時間にサービスの提供ができないことがあります。その時は、他の日時を利用者に提示して調整をいたします。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1)サービス提供を行う従業者

実際のサービス提供は、複数の訪問介護員が交替して行います。

(2)訪問介護員の交替

① 利用者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、当事業所に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、ご利用者から特定の訪問介護員の指名はできません。

② 当事業所からの訪問介護員の交替

当事業所の都合により、訪問介護員を交替することがあります。訪問介護員を交替する場合は、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

※ 従業者についてお気づきの点やご要望がありましたら、苦情受付窓口等に遠慮なくご相談ください。

(3) サービス実施時の留意事項

①備品等の使用

サービス実施のために必要な利用者の居宅の備品等(水道・ガス・電気を含む)及び事務所への連絡に使う電話は無償で使用させていただきます。

②サービス内容の変更

訪問時に、利用者の体調等の理由で居宅介護計画書に予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容を変更し内容に応じたサービス料金を頂きます。適宜、相談支援員へ連絡をさせていただきます。

③定められた業務以外の禁止

契約者は居宅介護計画書で定められたサービス以外の業務を訪問介護員に依頼することはできません。

(4) 訪問介護員の禁止行為

① 医療行為

② 利用者又はご家族等の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり

③ 利用者又はその家族等からの金銭もしくは物品の受領や飲食の提供

④ 利用者の家族等に対するサービスの提供

⑤ 飲酒・喫煙及び飲食(利用者の同意を得て利用者と一緒に飲食を行う場合は除く。)

⑥ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)

⑦ ご利用者との私的な関わり

⑧ その他利用者もしくはその家族等に対する宗教活動、政治活動、営利活動及びその他迷惑行為

(5) 受給者証の確認

利用者負担額や支給量など受給者証の記載内容の変更があった場合は、速やかに訪問介護員にお知らせください。

また、訪問介護員やサービス提供責任者が受給者証の確認をさせて頂く場合には、ご提示くださいますようお願いいたします。

7. サービス実施の記録や情報の管理・開示について

本事業所では、関係法令(および社会福祉法人武豊町社会福祉協議会個人情報取扱規程)に基づき、利用者の記録や情報を適切に管理し、5年間保管します
また、利用者の求めに応じて、その情報を開示します。

8. 損害賠償保険への加入

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 損害保険ジャパン日本興亜株式会社

保険名 全国社会福祉協議会団体補償制度「社協の保険」

補償の概要 対人対物 1事故1億円

9. 事故発生時の対応

利用者に対するサービス提供中に事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、介護支援専門員等に連絡し必要な措置を講じます。その状況や対応を記録します。賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を行います。また事業所は、速やかに市町村に報告します。

10. 緊急時の対応

利用者に対するサービス提供中に利用者の容態の急変、その他の緊急事態が発生した場合には専門員等に連絡し必要な措置を講じます。その状況や対応を記録します。また事業所は速やかに市町村に報告します。

11. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

無し。

12. 虐待防止・身体拘束等について

事業所は利用者的人格を尊重する視点に立ったサービスに努めるため、虐待防止規程を作成し、虐待の防止に次の措置を講じます。また虐待を受けている恐れのある場合には直ちに防止策を講じ市町村へ報告します。

- ① 虐待防止に関する責任者【虐待防止対応責任者】の選定
- ② 成年後見制度の利用支援
- ③ 苦情解決体制の整備
- ④ 従業者に対する虐待の防止、啓発・普及するための研修の実施
- ⑤ その他、利用者の人権の擁護、虐待防止のための必要な措置

事業所は身体拘束の防止のため、従業者に対して定期的な研修を実施する等の適切な体制整備を行い、やむを得ない場合を除き身体拘束を行わず、やむを得ず身体拘束を行う場合は、その経緯を記録するなど適切な措置を講ずるものとします。

13. ハラスメント対策の強化について

- (1) 事業所は、職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境作りを目指します。
- (2) 事業所は、訪問介護員が利用者に対し、暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。
- (3) 利用者は、訪問介護員に対し、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷の迷惑行為、セクシャルハラスメント・カスタマーハラスメントなどの行為を禁止します。

14. 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生において、及び非常事態時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継

統計画に従い必要な措置を講じます。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施します。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

15. 感染症対策について

当事業所は、感染症または、食中毒の予防及びまん延の防止のために、平常時の対策及び発生時の対応についての管理体制を整備します。従業者に対しては感染症マニュアルに基づき必要な研修を行います。また安全衛生委員会を設置し、定期的に開催します。

16. 災害による営業中止について

次の各号に該当する事態がサービス提供前に発生した場合はサービス提供せず、サービス提供中に発生した場合は、可能な限り利用者の安全を確保した上でサービスの提供を終了します。

- (1)武豊町に震度5以上の地震が発生したとき
- (2)地震発生により、伊勢湾及び三河湾に面する市町村に津波警報が発表されたとき
- (3)気象庁から南海トラフ地震に関する情報が出されたとき
- (4)その他の自然災害(台風、豪雨、降雪等)により営業中止を相当と判断したとき

17. 営業再開について

ライフライン復旧、交通、通信事情、訪問介護員の安否状況を確認した上、営業を再開します。

18. 苦情等の受付について

- (1)当事業所における苦情の受付及びサービスのご相談

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続き等のご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付担当者 武豊社協ヘルパーステーション 管理者

○受付時間 月曜日から金曜日 午前9時から 午後5時

(祝日及び、12月29日から1月3日は除く)

(2)第三者委員

本事業所では、以下の方を第三者委員に選任しています。利用者は本事業所への苦情やご意見を「第三者委員」に相談することができます。

糸山 政廣	TEL 0569-72-3635
小野 忠次	TEL 090-6760-2799

(3)行政機関その他苦情受付機関

武豊町役場 福祉課	所在地 知多郡武豊町字長尾山2 電話番号 0569-72-1111
愛知県社会福祉協議会 (運営適正化委員会)	所在地 名古屋市東区白壁一丁目50番地 愛知県社会福祉会館内 電話番号 052-212-5515
	所在地 電話番号

令和 年 月 日

指定障害福祉サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

武豊社協ヘルパーステーション

説明者職名 サービス提供責任者 氏名 _____

(ご利用者)

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、指定障害福祉サービスの提供開始に同意しました。

住 所 武豊町 _____

氏 名 _____

(署名代行者)

私は、本人に代わり事業所から重要事項の説明を受け上記記名を行いました。

本人との関係 _____

住 所 _____

氏 名 _____